

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		国宝等に指定された建築物の再現に際しての法律の適用除外の認定
根拠条例・規則名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第3条第1項第4号
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	設定できません。 (処分先例がないためか、稀であるもの又は当面申請が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成20年4月1日最終改正
備 考		